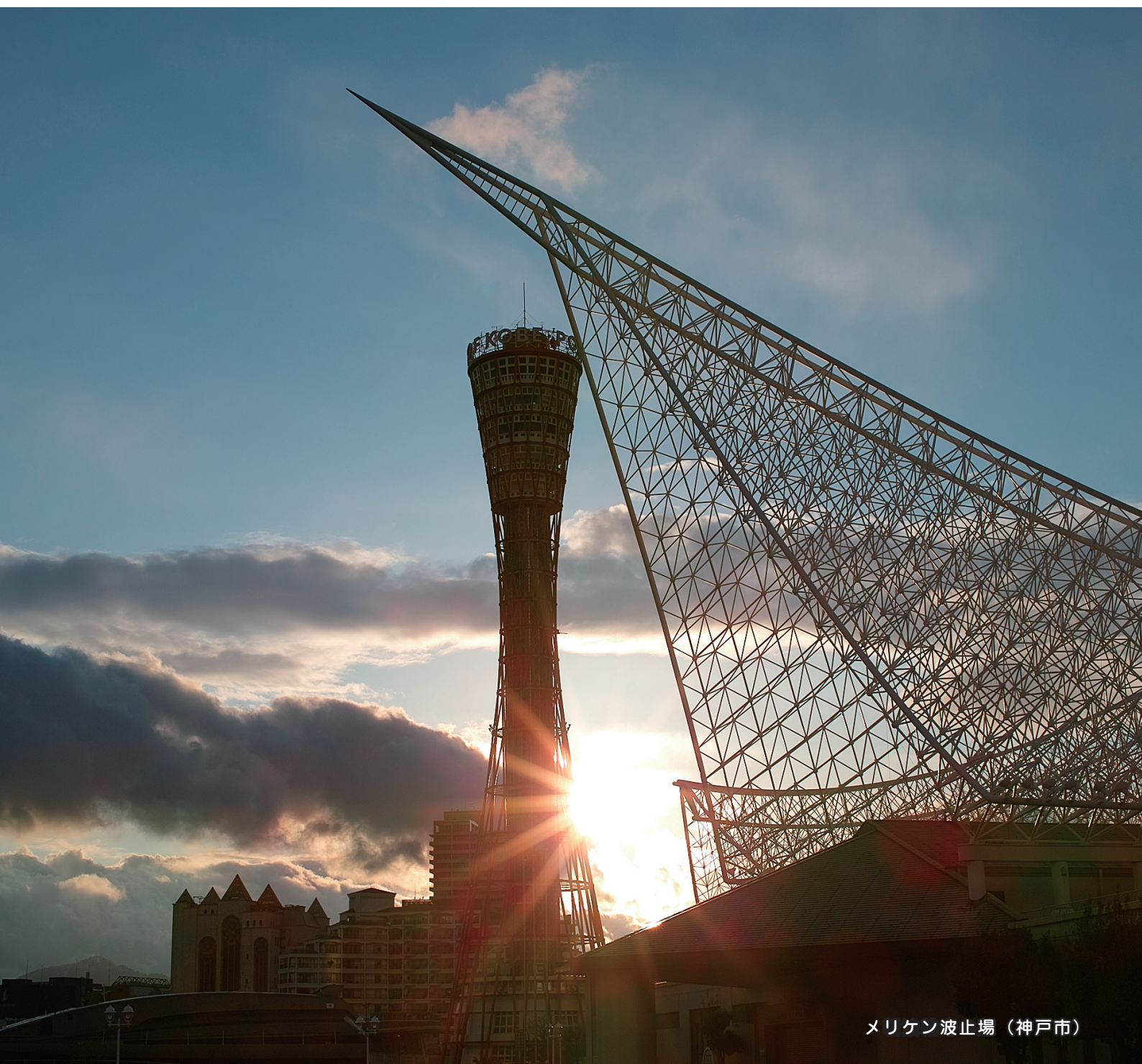
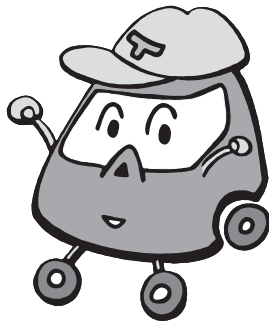


# 兵ト協ニュース

2013. 12 No. **329**



メリケン波止場（神戸市）



## もくじ

○ 行政からのお知らせ	
(兵庫県) 窒素酸化物低減のための季節対策について……………	1
平成25年度「年末の交通事故防止運動」兵庫県実施要綱 ……	2
(全ト協) 高速道路における二次的交通事故の抑止強化に 関する協力依頼について (依頼)……………	5
一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び 事業計画変更認可申請等の処理方針等の一部改正について……………	6
○ 事務局からのお知らせ	
『第45回全国トラックドライバー・コンテスト』が開催されました。 ……	8
平成25年度近畿府県合同防災訓練 (広域物資輸送訓練) が実施されました …	9
「トラック事業者と荷主とのパートナーシップ構築セミナー」を開催しました	10
「第43回 物流セミナー」を開催しました……………	11
兵青協 視察・交流、研修事業の開催……………	12
「平成25年度 環境と物流を考えるフォーラム」を開催 ……	13
安全装置等・ドライブレコーダー機器導入促進助成事業について……………	14
適性診断手数料助成の対象機関の追加について……………	14
○ 陸災防のページ	
陸上貨物運送事業労働災害防止協会	
平成25年度 安全衛生表彰・永年勤続表彰及び優良フォークリフト等 運転者表彰の受賞について……………	15
はい作業主任者技能講習会のお知らせ……………	16
○ 会員だより……………	20
○ 協会日誌……………	24



# 行政からのお知らせ



## 兵庫県

### 窒素酸化物低減のための季節対策について

- 実施期間 平成25年11月1日から平成26年1月31日
  
- 対象地域 阪神地域（神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、猪名川町）及び播磨地域（姫路市、明石市、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町、太子町）の11市4町
  
- 内容
  - 暖房用ボイラーの運転に関しては、暖房温度を適正に設定し、燃料使用量の削減に努めてください。
  - 業務用貨物自動車等については、合理化等により、できるだけ運行を抑制するとともに自動車の整備点検を徹底してください。
  - 自家用車の使用については、関係者にできるだけ自粛するよう要請するとともに、電車・バスなど公共交通機関の利用等の促進を図ってください。
  - 駐停車時のエンジン停止、急発進・急加速の抑制、迷惑駐車をしない等、環境に配慮した自動車利用（エコドライブ）を心がけてください。

# 平成25年度「年末の交通事故防止運動」兵庫県実施要綱

## 1 目的

年末は、師走特有の気ぜわしさや、忘年会などで飲酒の機会が増えることに加えて、交通流・量の変化を伴うことから、交通事故の多発が懸念される。

この運動は、このような年末の情勢を踏まえ、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けることにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

## 2 運動期間

平成25年12月1日（日）から同年12月10日（火）までの10日間  
（運動初日の12月1日は、「交通安全意識を高める日」）

## 3 スローガン

やさしさと 笑顔で走る 兵庫の道

## 4 推進テーマ

みんなでつくる 通学路の交通安全

## 5 主唱

兵庫県交通安全対策委員会

## 6 運動重点

年末の交通事故防止運動では、少子化が進む中、次代を担う子どものかけがえのない命を社会全体で交通事故から守ることが重要であるにもかかわらず、通学中の児童が被害者となる交通事故が発生するなど、依然として道路において子どもが危険にさらされていること、また、高齢者の交通事故死者が交通事故死者数全体の半数以上を占め、その減少が強く求められていることから、これらの交通事故情勢に的確に対処するため、「子どもと高齢者の交通安全」を最重点とするほか、後を絶たない飲酒運転の根絶、日没時間の早まりに伴う夕暮れ時の交通事故防止、自転車乗用中の交通事故防止及び全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用による被害の防止・軽減を図るため、次の重点を定める。

### 最重点

子どもと高齢者の交通安全

### 重点

- (1) 飲酒運転の根絶
- (2) 夕暮れ時の交通安全
- (3) 自転車の交通安全
- (4) 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

## 7 運動重点に関する主な推進項目

### 最重点 子どもと高齢者の交通安全

子どもとその保護者及び高齢者自身の交通安全意識の高揚を図るとともに、一般の運転者、その他交通参加者の子どもと高齢者等の交通弱者に対する保護意識の醸成を図り、交通事故を防止する。

- ◆ 通学路等における児童・幼児の安全確保
  - ◎ 安全に通学路を通行するための児童・幼児とその保護者に対する交通安全教育、広報啓発の推進
  - ◎ 通学・通園時間帯における街頭での児童・幼児に対する交通安全指導、保護・誘導活動の徹底
  - ◎ 通学路等を通行する車両の運転者に対する広報啓発の促進
- ◆ 児童・幼児の自転車乗用時における乗車用ヘルメット着用と幼児二人同乗用自転車乗用時におけるシートベルト着用等の安全利用の促進
- ◆ 子どもと高齢者に対する思いやりのある運転等の促進
  - ◎ 目前の子どもや高齢者の危険な交通行動に対する声かけ運動の促進
  - ◎ 他の年齢層に対する交通安全教育の推進による高齢者の特性の認識とこれに基づく安全行動の促進
- ◆ 参加・体験・実践型交通安全教育等の推進による交通ルール・交通マナーの理解向上と安全行動の促進
- ◆ 広報啓発活動を通じた高齢者による自身の身体機能の変化に対する的確な認識とこれに基づく安全行動の促進
- ◆ 高齢の歩行者・電動車いす利用者・自転車利用者に対する街頭での交通安全指導、保護・誘導活動の促進
- ◆ 70歳以上の運転者について高齢運転者標識（高齢者マーク）の使用促進と、他の年齢層に対する高齢者マークを表示している自動車に対する保護義務の周知徹底

## 重点1 飲酒運転の根絶

「飲酒運転は絶対に許さない」という決意の下に、運転者をはじめ、広く県民に対し、飲酒運転の悪質性・危険性、交通事故の悲惨さを訴えて規範意識の確立を図り、飲酒運転を根絶する。

- ◆ 交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動等を通じ、飲酒運転の根絶に向けた家庭、職場、地域等における飲酒運転を許さない環境づくりの徹底
- ◆ 各種広報媒体の活用による飲酒運転の根絶に向けた広報啓発活動の推進
- ◆ 悪質・危険運転者の運転免許欠格期間の延長及び飲酒運転等の行政処分が強化されていることの周知徹底
- ◆ 飲酒運転の悪質性・危険性の理解や飲酒運転行為を是正させるための運転者教育の促進
- ◆ 飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底
- ◆ 自動車運送事業者による点呼時におけるアルコール検知器の使用等、飲酒運転の根絶に向けた取組の実施
- ◆ 飲酒運転追放「三ない運動」（酒を飲んだら車を運転しない・運転する時は酒を飲まない・運転する人には酒を飲ませない）の徹底
- ◆ ハンドルキーパー運動（自動車仲間と飲食店などへ行く場合に、お酒を飲まない人を決め、その人が仲間を自宅まで送り届ける運動）の推進

## 重点2 夕暮れ時の交通安全

夕暮れ時は、人や車の動きが活発となるほか、日没により視認性が低下し交通事故の多発が懸念されることから、車両の早めのライト点灯、歩行者・自転車利用者の明るい服装、反射材用品等の着用を呼びかけ、夕暮れ時の交通事故を防止する。

- ◆ 各種広報媒体を活用した、ライト点灯時間の周知徹底

- ◆ 「夕暮れ時の早めのライト点灯運動」の広報啓発活動の実施
  - ◆ 公用車及び推進機関・団体の使用車両による率先垂範した早めのライト点灯の実施
  - ◆ 歩行者・自転車利用者の明るい服装、衣服、履物等、身の回り品への反射材用品等の着用の促進
  - ◆ 街頭での歩行者に対する交通安全指導、保護・誘導活動の促進
    - ◎ 商業施設等高齢者の利用する機会の多い施設周辺における高齢者に対する交通安全指導、保護、誘導活動の徹底
- ※ 早めのライト点灯推奨時間

期 間	点灯時間
4月から9月	午後5時
10月から3月	午後4時

### 重点3 自転車の交通安全

自転車利用者の交通安全意識の高揚を図り、交通ルールの遵守と交通マナーを向上させることにより、自転車乗用中の交通事故防止と自転車利用者による危険・迷惑行為を防止する。

- ◆ 各種広報媒体の活用による自転車の安全利用の促進に向けた広報啓発活動の推進
  - ◎ 道路交通法の一部を改正する法律の施行に伴う、自転車の通行方法等の周知徹底
- ◆ 「自転車安全利用五則」(平成19年7月10日交通対策本部決定)を活用した自転車利用者に対する交通ルール・交通マナーの周知と街頭指導の強化等による安全利用の促進
  - ※ 自転車安全利用五則
    - 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
    - 2 車道は左側を通行
    - 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
    - 4 安全ルールを守る
      - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
      - 夜間はライトを点灯
      - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
    - 5 子どもはヘルメットを着用
- ◆ 自転車の点検整備の励行
- ◆ 自転車の事故被害者の救済に資するための各種保険制度の普及啓発

### 重点4 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

自動車乗車中の全ての座席においてシートベルトとチャイルドシートの正しい着用を徹底し、交通事故発生時における被害の防止・軽減を図る。

特に、チャイルドシートは年齢が上がるにつれて、使用率が減少する傾向にあることから、あらゆる機会を通じて幼児の保護者に対して、チャイルドシートの使用を呼びかける。

- ◆ 全ての座席においてシートベルト又はチャイルドシートを着用しなければならないことの周知徹底
- ◆ シートベルトとチャイルドシートの着用の必要性・効果に関する理解の促進及び正しい使用方法等の周知徹底

各都道府県トラック協会長 殿

公益社団法人 全日本トラック協会  
会長 星野良三

## 高速道路における二次的交通事故の抑止強化に関する 協力依頼について（依頼）

平素は当協会の業務運営に種々ご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、警察庁より、高速道路上での「人と車が衝突する事故」や「車内留まり中に後続車の衝突を受ける事故」などの二次的交通事故の抑止強化について協力依頼がありました。

警察庁では、内閣府が行っている「政府広報オンライン」や「政府インターネットテレビ」により高速道路における二次的交通事故の絶無を図っております。

つきましては、貴協会におかれましても本件趣旨をご理解の上、傘下の会員事業者への周知方よろしくお願い申し上げます。

◆政府広報オンライン>お役立ち情報>高速道路運転中にまさかの事故！

高速道路の安全ドライブ3つのポイント（平成25年7月29日）

<http://www.gov-online.go.jp/useful/article/201307/5.html>

◆政府インターネットテレビ>いま改めて確認したい！

～高速道路緊急時の対処法（2013/10/03）

<http://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg8518.html>

### 【お問い合わせ先】

交通・環境部 齋藤（晃）

電話 03-5323-7243（ダイヤルイン）

## 一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び 事業計画変更認可申請等の処理方針等の一部改正について

平素は、当協会の事業運営等につきまして種々御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきましては、国土交通省の「トラック産業に係る取組作業部会」において、参入時基準の強化施策の一環として、資金計画及び損害賠償能力の見直し等について検討されてきたところです。

今般、国土交通省自動車局長より、別紙のとおり、新規許可及び事業計画変更認可申請等の処理について一部改正する旨の通知がありましたのでお知らせ致します。



**OFF**  
きれいな空気を大切に…  
**アイドリングストップ宣言**  
(社)兵庫県トラック協会



# 一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等の処理方針等の一部改正概要

新	旧
<p>一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等の処理方針</p> <p>○資金計画</p> <p>①所要金額の見積もりが適切であること。</p> <p>②所要資金の調達に十分な裏付けがあること、自己資金が所要資金に相当する金額以上であること等資金計画が適切であること。</p> <p>③自己資金が、申請日以降許可日までの間、常時確保されていること。</p> <p>○事業の譲渡譲受の認可</p> <p>(1)事業の全部を譲渡譲受の対象とするものに限り適用することとし、それ以外の事業の一部譲渡については、事業計画の変更の手續きによることとする。</p> <p>(2)事業を譲り受けしようとする者について、許可基準の定めるところに準じて審査すること。</p> <p>○合併、分割又は相続の許可</p> <p>合併もしくは分割により事業を承継する法人又は相続人について、許可基準の定めるところに準じて審査すること。</p>	<p>一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等の処理方針</p> <p>○資金計画</p> <p>①所要金額の見積もりが適切であること。</p> <p>②所要資金の調達に十分な裏付けがあること、自己資金が所要資金の2分の1に相当する金額以上であること等資金計画が適切であること。</p> <p>○事業の譲渡譲受の認可</p> <p>(1)事業の全部を譲渡譲受の対象とするものに限り適用すること。</p> <p>(2)許可基準の定めるところに準じて審査すること。</p> <p>○合併、分割又は相続の許可</p> <p>許可基準の定めるところに準じて審査すること。</p>
<p>「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等の処理について」の細部取扱について</p> <p>○資金計画</p> <p>(新設)</p> <p>○損害賠償能力</p> <p>加入すべき任意保険等は、原則として、被害者1名につき保険金額は5,000万円以上とする。</p>	<p>「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等の処理について」の細部取扱について</p> <p>○資金計画</p> <p>②について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自己資金には、当該申請事業に係る預貯金のほか、処分権者の判断により預貯金以外の流動資産も含めることができることとする。</li> <li>預貯金額は、申請日時点及び処分までの適宜の時点の残高証明書等の(掲示又は)写しの提出をもって確認するものとする。</li> <li>預貯金以外の流動資産額については、申請日時点の見込み貸借対照表等を以て確認するものとする。</li> <li>その他貨物自動車運送事業法施行規則第3条第6号から第8号に規定する添付書類を基本とし審査すること。</li> </ul> <p>○損害賠償能力</p> <p>加入すべき任意保険等は、原則として、被害者1名につき保険金の限度額は無制限とする。</p>

## 事務局からのお知らせ

### 『第45回全国トラックドライバー・コンテスト』

兵庫県代表の内田選手(日本通運(株)明石航空支店)が、4t部門で4位入賞されました

第45回全国トラックドライバー・コンテストが、安全運転中央研修所(茨城県)で10月26日・27日にわたって開催されました。



内田選手【4t部門入賞】



内田選手(4t部門)



安藤選手(11t部門)



合原選手(トレーラ部門)



笹川選手(女性部門)

#### 【兵庫県代表】

4 ト ン 部 門	内 田 能 功	日本通運(株)明石航空支店
11 ト ン 部 門	安 藤 圭 二	テーエス運輸(株)姫路営業所
ト レ ー ラ 部 門	合 原 正 徳	(株)浜田運送
女 性 部 門	笹 川 由 美 子	(株)神陸コンテナ輸送

## 平成25年度近畿府県合同防災訓練(広域物資輸送訓練)が実施されました

日 時 平成25年10月27日(日) 9:45から11:00

場 所 名神高速道路 黒丸PA(上り)～湖東物流センター(滋賀県近江市)

### 【訓練想定】

平成25年10月27日午前8時30分に鈴鹿西縁断層帯を震源とする大規模地震が発生。東近江地域で震度6強を観測し、近畿地方を中心に広い範囲で有感となった。この地震により東近江地域で家屋倒壊、火災の発生、ガス・水道・電気・電話等ライフライン施設、鉄道、道路、橋梁の破損等があり多数の死傷者が発生した。

多くの避難者の発生が想定されることから、滋賀県は関西広域連合に対して支援物資の要請を行い、倉庫協会に支援物資の受け取り場所として湖東物流株式会社(湖東物流センター)を活用することを要請するとともに、災害により名神高速道路八日市出口が利用できないため、西日本高速道路に対して緊急開口部(黒丸PA)の活用を要請した。

滋賀県から支援物資の要請を受けた関西広域連合構成府県および連携県は、各府県のトラック協会等の協力により、滋賀県が指定する湖東物流センターに支援物資を届ける。

兵ト協は救援物資の陸送訓練に参画

参加車両：2トン1台(第一運輸作業)



## 「トラック事業者と荷主とのパートナーシップ構築セミナー」を開催しました

平成25年11月7日(木)、兵庫県トラック総合会館に於いて、国土交通省(神戸運輸監理部兵庫陸運部)と兵庫県トラック協会の共催により、トラック運送事業者、経済団体、荷主企業を対象に書面化等契約の適正化、燃料サーチャージ、荷役作業の労働災害防止など物流を取り巻く諸課題についての認識を共有するため、下記のとおり説明を行いました。

当日は荷主30名 事業者50名のご参加をいただき、理解を深めていただきました。

- (1) 運送契約書面化の推進をはじめとした最近のトラック行政に関する課題について  
(書面化の推進ガイドライン・荷主を含めた安全対策の徹底)

講師： 近畿運輸局 神戸運輸監理部 兵庫陸運部 部長 田村 充啓 氏

- (2) 適正取引、軽油高騰などについて  
(燃料サーチャージ導入促進の徹底等)

講師： (社)兵庫県トラック協会 適正化事業部 部長 木村 善一 氏

- (3) 労働災害防止について  
(荷役作業の安全対策の徹底等)

講師： 兵庫労働局 労働基準部 安全課 地方産業安全専門官 平野 逸郎 氏



## 「第43回 物流セミナー」を開催しました

平成25年11月19日(火)、兵庫県トラック総合会館に於いて、全日本トラック協会と兵庫県トラック協会の共催により、会員事業者が荷主企業の皆様をお招きしてトラック運送業界の役割や現状について理解を深めていただくため、第43回物流セミナーを開催いたしました。

当日は、荷主25名 事業者63名ほか合計112名のご参加をいただき、近畿運輸局担当官より運送契約の书面化の推進について、また工学博士 北野 大 氏から、環境をテーマに含蓄ある講演を聴くことが出来ました。

講演 1 「トラック事業者と荷主とのパートナーシップ構築」について

講 師 近畿運輸局自動車交通部 貨物課 課長 前嶋 光徳 氏

講演 2 「地球環境を救う新しいライフスタイルへ」

講 師 淑徳大学教授 工学博士 北野 大 氏



なお、今回は新築になった兵庫県トラック総合会館を会場とした開催であったことから、アンケート調査を行いましたところ、ご回答をいただいた41名のうち約80%の方からご賛同を得ることが出来ました。

## 兵青協 視察・交流、研修事業の開催

兵青協の視察・交流、研修事業の一環として愛知県の名正運輸株式会社へ視察訪問を行いました。当日は、月曜日ながらも27名が参加し、加藤社長や山口車輛統括部長から取組事例や苦労話等をお話しいただき、参加者はそれぞれ自社で盗めるポイントがないか熱心に聞き入っていました。また、帰路では名正運輸様の話題を中心に盛り上がり、兵青協内の交流を深めました。

平成25年11月18日(月)  
名正運輸株式会社 本社営業所



加藤社長の熱のこもった講演

二手に分かれて現場見学



名正運輸(株)本社前で加藤社長(前列中央右)、山口部長(前列一番右)と記念撮影

## 「平成25年度 環境と物流を考えるフォーラム」を開催

平成25年11月21日（木曜日）13：30～16：00

11月21日、兵庫県トラック総合会館において「平成25年度 環境と物流を考えるフォーラム」を開催し、物流関係者、運送事業者、一般市民等約100名が参加しました。

トラック事業者による環境負荷軽減の取り組み「事業者参加型エコプロジェクト」の報告などをテーマに基調講演、事例報告、パネルディスカッションが行われました。

基調講演 砂川 玄任 氏

「トラック運送事業者が取り組む環境対策の重要性」

パネルディスカッション

小谷通泰 氏（神戸大学大学院海事科学研究科 教授）

龍山安雄 氏（都宝産業株式会社）・藤本米造 氏（藤本運送株式会社）・若林秀和 氏（日新自動車運送株式会社）

秋田直也 氏（神戸大学大学院海事科学研究科 講師）

「事業者参加型エコプロジェクトの取り組みについて」

当日は、一般の方にも運送業界が日頃環境に取り組んでいることを広く理解して頂くため、JR六甲道駅で環境キャンペーンを実施しました。



## 安全装置等・ドライブレコーダー機器導入促進助成事業について

標記助成については、全ト協分が予算に達しましたので、1台につき1万円(兵ト協分)のみの助成となります。

＊

＊

## 適性診断手数料助成の対象機関の追加について

平成26年1月より、下記の機関を追加しましたのでお知らせします。

### 記

名 称 尼崎ドライブスクール

所在地 尼崎市北初島町13番地

T E L 06-6481-8682

※ 詳しくは、兵ト協ホームページをご覧ください。

各種助成事業 → 13運行管理者講習等の助成 (適性診断)





問い合わせ先

陸運労災防止協会 兵庫県支部  
(兵庫県トラック協会内)  
電話 078-882-5556

## 陸上貨物運送事業労働災害防止協会

### 平成25年度 安全衛生表彰・永年勤続表彰及び 優良フォークリフト等運転者表彰の受賞について

去る11月21日東京都港区で開催された「第49回全国陸上貨物運送事業労働災害防止大会」において安全衛生表彰者及び永年勤続表彰者に対し表彰式が行われました。

また、優良フォークリフト等運転者表彰の発表が行われました。

#### 1 安全衛生表彰

事業場賞（優良賞）	株式会社 三共運輸
事業場賞（進歩賞）	出口運輸倉庫 株式会社 長洲通商 株式会社 松井開発運輸 株式会社

#### 2 永年勤続表彰

伊藤 晴夫（東神戸分会事務局）陸運災防指導員 10年

#### 3 優良フォークリフト等運転者表彰

栗原 耕一（淡路共正陸運 株式会社）  
山際 浩之（株式会社 三共運輸）



## はい作業主任者技能講習会のお知らせ

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 兵庫県支部

「はい」とは、荷の保管、仮置、検数、薰蒸などを行うために倉庫、上屋または土場に積み重ねられた荷（小麦、大豆、鉱石等のばら物を除く）の集団をいいます。

高さが2メートル以上の「はい」作業（荷役機械の運転者のみによって行われるものを除く）を行っている事業場では労働安全衛生法第14条によるはい作業主任者の資格を取得させ、そのうちから「はい作業主任者」を選任して作業をしなければなりません。

### 1. 講習日時・会場 注：当日は8時45分より受け付けします。

講習日時	1日目	平成26年2月12日(水) 9時～17時(座学講習)
	2日目	平成26年2月13日(木) 9時～18時(座学講習、修了試験)
講習会場	兵庫県トラック総合会館 3階会議室 神戸市灘区大石東町2丁目4-27 ※受講者の為の駐車場はありません。	

### 2. 受講料

	受講料	テキスト代	合計
兵ト協会員	6,500円 (内消費税5% 309円)	無料 (陸災防兵庫県支部負担)	6,500円 (内消費税5% 309円)
非会員	6,500円 (内消費税5% 309円)	1,500円 (内消費税5% 71円)	8,000円 (内消費税5% 380円)

### 3. 受講資格

「はい」付け又は「はい」くずしの作業に3年以上従事した経験を有する方。

※ 受講申込書に実務経験証明書が付随しています。証明者の職氏名(事業場の代表又は責任者の方)の記入及び、押印(丸印)が必要です。(角印は認められません。)

### 4. 申込要領

- (1) 陸運労災防止協会兵庫県支部事務局へ定員枠の空き状況を電話で確認し、必ず予約受付を行ってから次の①～④を現金書留で次の申込先に郵送して下さい。

予約受付 及び 申込書受付期間

平成26年1月14日(火)～平成26年2月4日(火) 必着

ただし、期間にかかわらず定員に達し次第締め切ります。

(定員に空きがあれば、前日まで受付可能ですので、お問合せ下さい。)

- ① 受講申込書 (A4サイズにコピーまたは、切り取ってご使用して下さい)  
 ② 証明写真2枚 (サイズ縦3.6～4cm、横2.4～3cm)

※ 合格された場合の修了証に使用します。スキャナーで画像処理しプラスチックカードにカラー印字いたしますので、スナップ写真、カラーコピー等画像の不鮮明なものは使用できません。

証明写真2枚のうち1枚は、①の受講申込書に貼り付けて下さい。

※ 写真の裏に氏名を記入して下さい。

③ 本籍地を証明できる書類

※ 住民票の写し等

④ 受講料

納入された受講料は、受講票を発行した以後は、一切返金いたしません。

受講票は、申込後約1週間程度で所属事業場宛てに郵送いたします。

(申込先)

〒657-0043 神戸市灘区大石東町2丁目4-27 兵庫県トラック協会内  
陸運労災防止協会兵庫県支部  
電話 (078) 882-5556

※ 持参される場合の受付時間は、10時～16時(12時～13時は除く)。

5. 持参品

受講票・筆記具(えんぴつ・消しゴム)

6. 修了証

法定の講習時間を受講し、修了試験に合格した方には、後日、修了証を郵送いたします。

2日のうち1日でも欠席の場合は不合格となります。

7. 留意事項

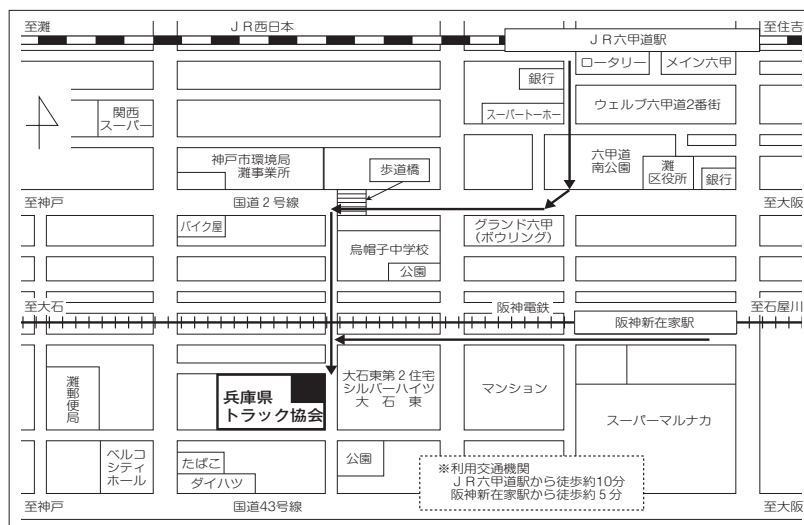
修了試験において不合格となった場合、追試験を1回のみ受験することができます。

追試験を希望される場合は、受験料2,100円(税込)が必要となりますのでご留意下さい。

## はい作業主任者技能講習会場 兵庫県トラック総合会館

神戸市灘区大石東町2丁目4番27号

TEL (078) 882-5556



# はい作業主任者技能講習会

受講申込書

修了証台帳

写真貼付し  
て下さい。  
縦3.5cm  
横2.5cm

ふりがな		性別		※
氏名		男 ・ 女	修了証 番号	
生年月日	年 月 日生	交付年月日		※
現住所 (修了証に載ります)	〒		本籍	都道府県
	電話(携帯電話)			
勤務先	所在地	〒		
	名称	電話	F A X	

## 証 明 書

受講者氏名 \_\_\_\_\_ ㊟

上記の者は、はい付け又ははいくずしの作業に \_\_\_\_\_ 年 月から \_\_\_\_\_ 年 月まで  
3年以上従事した経験を有する者であることを証明します。

平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

事業者名 \_\_\_\_\_

事業者 \_\_\_\_\_ ㊟

書替・再交付年月日 ※ \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

(注) ※以外は申込者において全部記載すること。

ご記入いただいた個人情報は、当講習会の実施及び修了証交付の為にのみ使用します。

## 燃 料 価 格 情 報

軽油「元売別」購入価格表 (平成 25 年 10 月末現在)

(単位：円/ℓ)

元売名	区分	ローリー	組 合	カ ー ド	スタン
		平 均	平 均	平 均	平 均
新 日 本		112.76	117.50	126.23	123.17
出 光		112.67	117.94	120.70	121.00
J エナジー		110.00		122.15	135.00
コ ス モ		110.90	114.63	120.33	121.50
昭和シェル		113.50			114.50
モ ー ビ ル		115.74			124.00
エ ッ ソ		114.60	113.50		125.00
そ の 他		112.54	113.41	116.94	120.38
総 計		112.72	114.92	121.67	122.31
25 / 9	全国平均	111.16	調査なし	117.39	118.34
	近畿平均	110.02		117.15	116.08

兵ト協  
調 べ

全ト協  
調 べ

(消費税抜き)

軽油価格年間推移表 (兵ト協調べ)

(単位：円/ℓ)

集計月	区分	ローリー	組 合	カ ー ド	スタン
		平 均	平 均	平 均	平 均
平成24年11月		99.98	103.41	109.26	109.95
平成24年12月		99.90	102.43	108.13	108.31
平成25年 1 月		102.31	105.21	110.11	111.17
平成25年 2 月		105.37	106.93	113.72	115.12
平成25年 3 月		110.17	111.60	117.11	117.32
平成25年 4 月		110.88	112.96	118.02	118.86
平成25年 5 月		109.47	113.19	118.24	118.68
平成25年 6 月		107.21	109.08	117.56	116.20
平成25年 7 月		106.44	109.32	116.33	115.33
平成25年 8 月		109.60	111.37	116.28	119.35
平成25年 9 月		110.23	111.92	120.35	120.35
平成25年10月		110.68	113.35	120.28	120.08
平成25年11月		112.72	114.92	121.67	122.31
年 間 平 均		107.31	109.67	115.93	116.39

※前月分の価格データを集計しています。

(消費税抜き)

**“軽油は兵庫県下で買いましょう”**

# 会 員 だ よ り

## 入会届

入会年月日	支部名	種別	会社名	代表者名	主たる連絡先
25.10.28	但馬	一般 利用	小柴建材	小 柴 泰 裕	〒667-0101 養父市広谷465-1 TEL 079-664-0082 FAX 079-664-2218
10.31	東神戸	利用	(株)栄 興	毛 戸 正 裕	〒657-0854 神戸市灘区摩耶埠頭2-11 TEL 078-805-1710 FAX 078-805-1713
11. 5	明石	一般	三陽工業(株)	井 上 修 二	〒673-0038 明石市別所町12-6 TEL 078-922-2781 FAX 078-922-1819
11. 6	西神戸	一般	三興物流阪神(株)	辻 晴 樹	〒654-0161 神戸市須磨区弥栄台2-10-3 TEL 078-796-2681 FAX 078-796-2683
11.12	但馬	一般	トランスポート但馬(株)	釘 貫 美恵子	〒679-3421 朝来市伊由市場下河原555-1 TEL 079-677-2010 FAX 079-677-2010

## 退会届

退会年月日	支部名	種別	会社名	代表者名
10.30	東播	一般	吉 野 運 送 (株)	吉 野 浩 史
11.20	東播	一般 利用	木 下 貨 物 運 輸 (株)	木 下 弘
11.20	東播	一般	(有) 近 畿 物 流	春 藤 誠

## 変更届

届出年月日	会員名簿 ページ数	変更事項	旧	新
25.10.1	153	住 所	福 島 運 輸 たつの市新宮町中野庄字中請237-4	〒679-4171 たつの市龍野町北龍野12-1 TNマンション4階B号室
10.15	53	代表者	(株)竹 谷 運 輸 西 海 加代子	山 本 清
10.23	114	住 所	北 神 運 輸(有) 加西市下宮木町玉ノ坪546-6	〒651-1502 神戸市北区道場町塩田1966-10
10.25	141	代表者	河 野 運 送(株) 河 野 康 昭	河 野 寛 之
10.28	135	代表者	(有)青 山 製 作 所 橋 爪 紀 夫	橋 爪 茂
11.18	42	代表者	宮 本 建 設(株) 宮 本 文 雄	吉 住 正 道

## 事務局からのお知らせ

次のとおり退職者と新規採用者がありましたのでお知らせします。

### 人事異動

社団法人 兵庫県トラック協会

平成25年11月30日付

発令事項	氏名	現職
退職	谷口 将	休職中

平成25年12月1日付

発令事項	氏名	
業務部係員	村上 元規	新規採用

### 兵ト協ニュース表紙写真募集について

#### ■応募資格

兵庫県トラック協会会員事業者及びその従業員の家族。

#### ■募集内容

●兵庫県の風景（季節感の溢れたもの）、建築物、動植物等の写真（いずれも写真の中に特定できる人物が写っていない）。

#### ■応募方法

- 会社名・氏名（ふりがな）・会社電話番号を明記した電子データ（CD-Rなど）で提供してください。
- 撮影場所がわかるようにしてください。例：竹田城跡（朝来市）

#### ■その他

- 応募作品は未発表のものに限ります。
- 採用する場合は表紙に撮影者の氏名と会社名を記載します。
- 採用した方には粗品をさしあげます（クオカード）。

なお、応募作品は返却いたしません。

※ご応募いただいた作品の著作権ならびに所有権は（社）兵庫県トラック協会に帰属し、返却はいたしません。

採用者に事前に通知しませんが、粗品の発送をもってかえさせていただきます。

ご応募いただいた個人情報につきましては、採用通知、粗品送付の目的にのみ使用いたします。

#### ■採用者

（社）兵庫県トラック協会

#### ■応募宛先

〒657-0043 神戸市灘区大石東町2丁目4番27号  
社団法人兵庫県トラック協会 総務部 行  
E-mail:hta@hyotokyo.or.jp

近運自監第577号  
平成25年11月21日

社団法人兵庫県トラック協会会長 殿

近畿運輸局長

### 広報誌への掲載について（依頼）

平素は、運輸行政にご協力賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、このたび所在不明の一般貨物自動車運送事業者に対する行政処分（許可の取消）を行うにあたり、当局は行政手続法第15条第3項の規定に基づき該当事業者に聴聞通知するとともに、「一般貨物自動車運送事業者等が破産した場合等における許可の取扱いについて」の細部取扱い等について（平成15年2月14日付け国自貨第106号、国自管第132号）の2所在不明事業者の取扱い(3) アにより、「都道府県トラック協会の機関誌等への掲載」とされているため、別紙「聴聞の通知について」を貴団体の広報誌に掲載されたくお願い申し上げます。

近 畿 運 輸 局



## 聴聞の通知について

下記に記載した事業者の経営する一般貨物自動車運送事業に関する行政処分(許可の取り消し)について、下記の期日及び場所において聴聞を実施しますので、行政手続法第15条第3項の規定により通知します。

なお、同法第15条第1項各号に掲げる事項を記載した聴聞通知書は下記の交付場所で執務時間中いつでも交付しますので申し出て下さい。

### 1 事業者名及び聴聞の期日等

事業者名	代表者名	事業者住所	聴聞日時	起案番号
愛陸運輸有限会社	代表取締役 森 剛	兵庫県神戸市長田区 荻藻通3-8	平成26年1月20日(月) 10時00分	571
有限会社丸和通商	代表取締役 開田和之	兵庫県丹波市青垣町 沢野125-1	平成26年1月20日(月) 10時30分	572
九八運輸有限会社	代表取締役 山下西	兵庫県神戸市兵庫区 鍛冶屋町2-1-16	平成26年1月20日(月) 11時00分	573
有限会社阿部運送店	代表取締役 阿部泰朗	兵庫県神戸市兵庫区 駅南通2-2-31	平成26年1月20日(月) 11時30分	574
株式会社末広組運送店	代表取締役 平木義広	兵庫県神戸市長田区 荻藻通1-1-17	平成26年1月20日(月) 13時30分	575
有限会社 彩典	代表取締役 中田勝透	和歌山県和歌山市 畑屋敷中ノ丁22番地	平成26年1月20日(月) 14時00分	576

### 2 聴聞の場所

大阪府中央区大手前4丁目1番76号 大阪合同庁舎第4号館 13階  
近畿運輸局自動車監査指導部 ヒアリングルーム

### 3 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

大阪府中央区大手前4丁目1番76号 大阪合同庁舎第4号館 13階  
近畿運輸局自動車監査指導部監査担当 (06-6949-6448)

### 4 聴聞通知書の交付場所

大阪府中央区大手前4丁目1番76号 大阪合同庁舎第4号館 13階  
近畿運輸局自動車監査指導部監査担当 (06-6949-6448)

近運自監公示第12号

平成25年11月21日

近畿運輸局長

# 協会日誌

月日	行事名	場 所	月日	行事名	場 所
11・1	踏切事故防止キャンペーン		12・2	平成 25 年度「人権のつどい」	兵庫県公館
	整備管理者選任後研修	兵 卜 協		兵庫県環境審議会大気環境部会(第 3 回)	兵庫県公館
	全ト協青年部会 四国ブロック大会	高松国際ホテル (香 川 県)	4	三木会	兵 卜 協
5	「トラック業界の要望を実現する会」	ザキャピトルホテル東 東	5	全ト協 常任理事会	第一ホテル東京4F 「プリマヴェーラ」
	コンプライアンス小委員会	兵 卜 協	6	人権啓発研修会	兵 庫 県 自動車整備会館
6	阪神海コン研究会	兵 卜 協		苦情対応小委員会	兵 卜 協
	整備管理者選任後研修	姫 路 市 勤労市民会館		重量・鉄鋼部会「研修会」	六 甲 荘
	第 22 回暴力団追放兵庫県民大会	神 戸 文 化 ホ ー ル		自動車関係団体連絡会	神戸市内
7	荷主とのパートナーシップ構築セミナー	兵 卜 協	9	兵ト協 正副会長会議	兵 卜 協
8	第 23 回五ブロック女性経営者交流会	ホ テ ル 日 航 奈 良		常任理事・支部長合同会議	兵 卜 協
9	全ト協青年部会 中国ブロック大会	リーグロイヤルホテル 広島(広島県)	10	荷役作業安全ガイドライン説明会	兵 卜 協
12	海コン部会兵庫大阪合同役員会	大 卜 協	11	ダンプ部会 情報交換会	兵 卜 協
13	広域防災拠点の運営に係る会議	兵 庫 県 災害対策センター	12	第 5 回全ト協青年部会正副部会長会議	全 卜 協
14	近ト協 幹事会	大 卜 協		整備管理者選任後研修	兵 卜 協
	自動車関係団体連絡会	自動車会館	17	法人組織改革等検討委員会	兵 卜 協
15	法人組織改革等検討委員会	兵 卜 協	19	平成 25 年度近畿地区物流政策懇談会	大阪新阪急ホテル 2 階「紫の間」
19	物流セミナー	兵 卜 協	20	輸送サービスセンター相談員・適正化事業指導員合同研修	兵 卜 協
20	整備管理者選任後研修	和 田 山 ジュビターホール		— 1 月の予定 —	
	新規事業者指導講習会	近 畿 運 輸 局 2 階	1・9	平成 26 年新春賀詞交換会	神 戸 市 館 勤 労 会 館
	KTS 「正副会長会議」	琵琶湖ホテル (滋 賀 県)	15	KTS 「正副会長会議」	大 阪
21	環境と物流を考えるフォーラム	兵 卜 協	16	整備管理者選任後研修	姫路市勤労 市民会館
27	第 2 回はい作業主任者技能講習	兵 卜 協		全国専務理事業務連絡会議	全 卜 協
28	第 2 回はい作業主任者技能講習	兵 卜 協	17	整備管理者選任後研修	兵 卜 協
	「グリーン経営講習会」	神 戸 国 際 会 館 セミナーハウス	22	取扱・食品部会合同荷主懇談会	ホ ー テ ル オ ー テ ッ ラ
29	トラック追突事故防止セミナー	兵 卜 協	27	パートナーシップ兵庫会議書面化推進ワーキング会議	兵 卜 協
	— 12 月の予定 —		28	下請ガイドライン説明会	西 部 研 修 セ ン タ ー
12・1	年末の交通事故防止運動(～ 10)		29	下請ガイドライン説明会	兵 卜 協